

令和 4 年度

小牧市国民健康保険事業特別会計予算書

令和 4 年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算総括表

歳 入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構 成 比
1 国民健康保険税	2,612,474	2,620,036	△7,562	20.9%
2 使用料及び手数料	1	1	0	0.0
3 国庫支出金	100	100	0	0.0
4 県支出金	8,470,246	8,616,180	△145,934	67.6
5 繰入金	1,390,615	1,380,992	9,623	11.1
6 繰越金	1	1	0	0.0
7 諸収入	50,004	45,202	4,802	0.4
歳 入 合 計	12,523,441	12,662,512	△139,071	100.0

歳 出

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構 成 比
1 総務費	85,386	82,177	3,209	0.7%
2 保険給付費	8,355,364	8,523,668	△168,304	66.7
3 国民健康保険事業費納付金	3,920,127	3,887,309	32,818	31.3
4 保健事業費	133,031	137,825	△4,794	1.1
5 公債費	1,233	1,233	0	0.0
6 諸支出金	18,300	20,300	△2,000	0.1
7 予備費	10,000	10,000	0	0.1
歳 出 合 計	12,523,441	12,662,512	△139,071	100.0

令和 4 年度小牧市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算整理表

歳 入 (単位 千円)

款	当初及び補正予算 議決年月日	当 初		第1号		第2号		第3号		第4号		第5号	
		令和 3月	4年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日
1 国民健康保険税	補正												
	現計	2,612,474											
2 使用料及び手数料	補正												
	現計		1										
3 国庫支出金	補正												
	現計		100										
4 県支出金	補正												
	現計	8,470,246											
5 繰入金	補正												
	現計	1,390,615											
6 繰越金	補正												
	現計		1										
7 諸収入	補正												
	現計	50,004											
歳入合計	補正 現計	12,523,441											

歳 出

(単位 千円)

款	当初及び補正予算 議決年月日	当 初		第 1 号		第 2 号		第 3 号		第 4 号		第 5 号	
		令和 3月	4年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日
1 総務費	補正												
	現計		85,386										
2 保険給付費	補正												
	現計		8,355,364										
3 国民健康保険事業費 納付金	補正												
	現計		3,920,127										
4 保健事業費	補正												
	現計		133,031										
5 公債費	補正												
	現計		1,233										
6 諸支出金	補正												
	現計		18,300										
7 予備費	補正												
	現計		10,000										
歳 出 合 計	補正 現計		12,523,441										

小牧市議会議案第32号

令和4年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度小牧市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,523,441千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月24日提出

小牧市長 山下 史守朗

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		2,612,474 ^{千円}
	1 国民健康保険税	2,612,474
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		100
	1 国庫補助金	100
4 県支出金		8,470,246
	1 県負担金	8,470,246
5 繰入金		1,390,615
	1 他会計繰入金	1,390,615
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		50,004
	1 延滞金	35,001
	2 預金利子	1
	3 雑入	15,002
歳 入 合 計		12,523,441

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		85,386 ^{千円}
	1 総務管理費	51,340
	2 徴税費	33,269
	3 運営協議会費	392
	4 趣旨普及費	385
2 保険給付費		8,355,364
	1 療養諸費	7,358,931
	2 高額療養費	945,743
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	40,740
	5 葬祭諸費	8,900
	6 傷病手当金	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		3,920,127
	1 医療給付費分	2,639,772
	2 後期高齢者支援金等分	908,646
	3 介護納付金分	371,709
4 保健事業費		133,031
	1 特定健康診査等事業費	119,053
2 保健事業費		13,978
5 公債費		1,233
	1 一般公債費	1,233
6 諸支出金		18,300
	1 償還金及び還付加算金	18,300
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		12,523,441

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定健康診査・特定保健指導委託事業	令和4年度から 令和5年度まで	千円 1,100